## 傷病分類「精神及び行動の障害」の 訪問看護基本療養費別利用者数の推移



# 訪問看護を活用している患者の主たる疾患の状況

※基本療養費(Ⅲ)のみ平成21年から調査

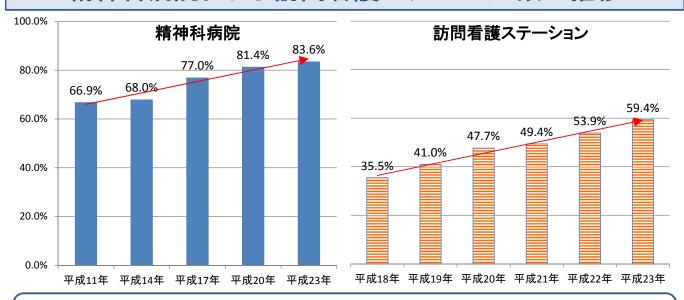
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害が75.4%、気分(感情)障害が9.9%、 精神作用物質による精神及び行動の障害が3.8%で89.1%を占める。



	GAF スコア
症状性を含む器質性精神障害	52.63
精神作用物質による精神及び行動の障害	59.69
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	53.68
気分 [感情] 障害	57.36
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	57.28
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	37.94
成人の人格及び行動の障害	55.78
知的障害(精神遅滞)	49.68
心理的発達の障害	48.99
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	-
詳細不明の精神障害	-
その他	52.86

コード	重症度	機能のレベル
51-60	中等度の症状、(例:感情が平板的で、会話がまわりくどい、時に、パニック発作がある)。	社会的、職業的、または学校の機能における中等度の障害(例:友達が少しかいない、 仲間や仕事の同僚との葛藤)。
41-50	重大な症状(例:自殺念慮、強 迫的儀式が重症、しょっちゅう 万引する)。	社会的、職業的、または学校の機能において何か重大な障害(友達がいない、仕事が続かない)。
31-40	現実検討かコミュニケーション にいくらかの欠陥(例:会話は 時々非論理的、あいまい、また は関係性がなくなる)。	仕事や学校、家族関係、判断、思考または 気分など多くの面での重大な欠陥(例:抑う つ的な男が友人を避け家族を無視し、仕事 ができない。子どもが年下の子どもを殴り、 家庭では反抗的であり、学校では勉強がで きない)。

# 精神疾患患者に訪問看護を提供している 精神科病院および訪問看護ステーション数の推移



精神疾患患者に訪問看護を実施している機関は、精神科病院の8割超、訪問看護ステーションの約6割であり、増加傾向である。

- 医療施設( 静能 動能) 調杏
- ・平成18年度厚生労働省老人保険事業推進費等補助金「新たな訪問看護ステーションの事業展開の検討」
- ・平成19年度厚生労働省障害者保健福祉推進「精神障害者の地域生活支援を推進するための精神科訪問看護ケア技術の標準化と教育およびサービス 提供体制のあり方の検討」
- ・平成20年度厚生労働科学特別研究事業「精神障害者の訪問看護におけるマンパワー等に関する調査研究」
- ・平成21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業「精神科医療の機能強化に関する調査研究事業~訪問看護の充実に関する調査研究~」
- ・平成23年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業「精神医療の現状と精神科訪問看護からの医療政策」

## 精神科訪問看護従事者養成研修事業(平成22年~)

#### 【目的】

精神科訪問看護については、退院後の医療を提供する機能として患者や家族のニーズが高く、精神障害者を対象とした訪問看護を担う人材の養成が課題となっている。今後、精神科患者の地域生活支援のための施策を講じる必要があることからも、精神科訪問看護を担う人材養成に積極的に努める必要がある。

このため、全国の訪問看護ステーション等において訪問看護の実務者を対象に精神科訪問看護の研修を行うこととし、精神科訪問看護人材養成の推進を図るものとする。

#### 【研修対象】

〇医療機関、訪問看護ステーションに所属している訪問看護の実務者(看護職者、理学療法士、作業療法 士、精神保健福祉士など)または予定者。

#### 【研修内容】

- ①精神保健福祉の動向と施策
- ②精神疾患の基本的事項
- ③精神科の薬物療法(作用・副作用、身体合併症)
- ③精神科訪問看護の基本的技術(訪問時の基本的観察事項、病状悪化時のアセスメント)
- ⑤地域の社会資源の活用、多職種連携
- ⑥困難事例のアセスメントと対応(身体合併症への対応、キャンセル・拒否時の対応、社会資源の活用)

#### 【研修方法】

- 〇多職種に共通する視点や技術、また社会資源の活用・多職種連携による支援方法の教授が含まれること。
- ○演習、実地研修など講義以外の実践的な学習方法が含まれること。

#### 【報告】

研修会最終日及び研修受講後に受講者が所属機関に戻ってからの実践状況についてアンケートを実施し、研修の効果について集計分析を行うこと。

# 精神科訪問看護の主な診療報酬(医療機関)

精神科退院前訪問指導料 (保健師、看護師、作業療法 士又は精神保健福祉士)		380点	
		6ヶ月未満退院患者3 回まで	6ヶ月以上入院 患者6回まで
複数職共同加算		320点	į
		440~675点	400~625点
		*田の口 / *日7台24 6 日 !*	

		440~.675占	400~.605 占
		440~675点	400~625点
		週3回(退院後3月以内は週5回)	
精神科訪問看記	獲•指導料(I)	保健師、看護師、作	
		業療法士又は精神保	准看護師
		健福祉士	
	保健師、看護師、		
15 *L 27 = L 88 L 5 25	作業療法士又は	450点	i
複数名訪問加算	精神保健福祉士	100/10	`
(保健師又は看護		000 =	•
師)	准看護師	380点	
	看護補助者	300点	
E n+ 88 W = ++ 1/ =+ 88	F=# #LX W + 1 A	F00 =	
長時間精神科訪問	有 <b>護</b> •指導料加昇	520点	
夜間•早朝訪	夜間•早朝訪問看護加算		
[XIII] — #7107	问首设加升	210点	,
深夜訪問	看護加算	420点	
# 1 × 1 × 1 × 1	H 12.71	420点	
精神科緊急討	5問看護加算	265点	
117111710000000000000000000000000000000		2007	`
急性期増悪算定		1)服薬中断等で急性 日以内の期間、1F 2)さらに医師の判断 日より1月以内の7日間	31回算定可 で急性増悪した

精神科訪問看護·指導料(II)	160点
(精神障害者施設等の複数の入所者)	週3回
(保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士)	3時間超の場合1時間又はその端数ご とに40点(5時間以内)

	精神科訪問看護·指導料(III)		340~545点	300~495点
			週3回(退院後3月)	以内は週5回)
			保健師、看護師、作 業療法士又は精神保 健福祉士	准看護師
	複数名訪問加算	保健師、看護師、 作業療法士又は 精神保健福祉士	450,	Ħ
	(保健師又は看護師)	准看護師	380 д	点
		看護補助者	300 g	Į.
	長時間精神科訪問看	護·指導料加算	520点	
	夜間・早朝訪問看護加算		210点	
	深夜訪問看護加算		420点	
	精神科緊急訪問看護加算		265,	ᅕ
	急性期增悪算定		1)服薬中断等で急性 7日以内の期間、1 2)さらに医師の判断 た日より1月以内の7 定可	日1回算定可 fで急性増悪し
_				
	精神科訪問看護指示料		300 ह	点
	精神科特別訪問看護指 示加算		100 ह	Ħ
-			<u>†</u>	

	<b>小川</b> 昇	****
精神科	退院指導料	
(医師、看護	(医師、看護師、作業療法士又 320点	
は精神	保健福祉士)	
	精神科地域移行支援加	200点
	算	200///

# 精神科訪問看護の主な診療報酬(訪問看護ステーション)

			4250~6550円	3870~6050点
精神科訪問看護基本療養費(I)		週3回(退院後3月以内は週5回)		
			保健師、看護師又は作業療法士	准看護師
	保健師、看護師又は作業		4300円	
	複数名精神科訪問看護加算 (保健師又は看護師)	准看護師	3800円	
		看護補助者又は精神保健福祉士	3000円	
	長時間精神科訪問看護加算		5200円	
	夜間·早朝訪問看護加算		2100円	
	深夜訪問看護加算		4200円	
	精神科緊急訪問看護加算		2650円	
	精神科特別訪問看護指示書		主治医からの指示で1月に1回	回に限り14日を限度で算定可

蚌¼到計明手護甘★處美弗/II\	1600円
精神科訪問看護基本療養費(II)	週3回
(精神障害者施設等の複数の入所者)	3時間超の場合1時間又はその端数ごとに400円(5時間以内)

精神科訪問看護基本療養費(III)		3300~5300円 2910~4800点		
		週3回(退院後3月以内は週5回)		
		保健師、看護師又は作業療法士	准看護師	
	複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師又は作業療法士	430	0円
	後数石桶神科訪問有護加昇 (保健師又は看護師)	准看護師	380	0円
(外庭門へ18省段門		看護補助者又は精神保健福祉士	3000円	
	長時間精神科訪問看護加算 夜間·早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算 精神科緊急訪問看護加算 精神科特別訪問看護指示書		5200円	
			2100円	
			4200円	
			2650円	
			主治医からの指示で1月に1回	回に限り14日を限度で算定可

精神科訪問看護基本療養費(IV)	8500円
(入院中の外泊時に指定訪問看護を受けようとする者)	入院中1回

# 3. 精神障害者の居宅等における 保健医療福祉サービスについて (3)外来、デイ・ケア等

### 精神科デイ・ケア等の概要

#### 精神科デイ・ケア(S49~)

精神障害者の社会生活機能の回復を目的として個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日につき<u>6時間</u>を標準とする。

#### 精神科ナイト・ケア(S61~)

精神障害者の社会機能の回復を目的として行うものであり、その開始時間は<u>午後4時</u> 以降とし、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日に つき4時間を標準とする。

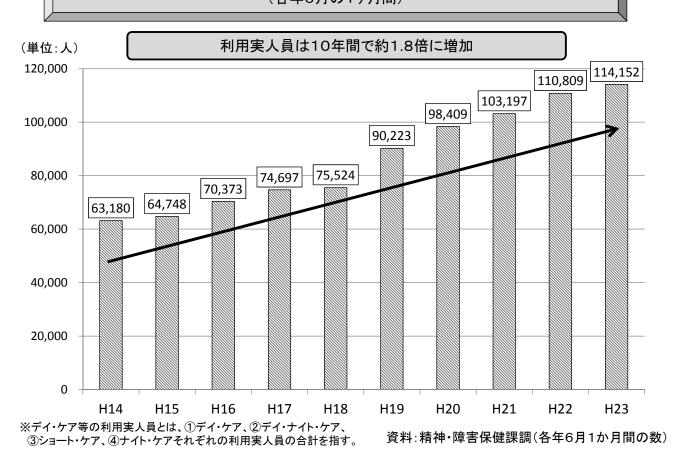
#### 精神科デイ・ナイト・ケア(H8~)

精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行うものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日につき10時間を標準とする。

#### 精神科ショート・ケア(H18~)

精神障害者の地域への復帰を支援するため、社会生活機能の回復を目的として個々の患者応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものであり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者一人当たり一日につき3時間を標準とする。

# 精神科デイ・ケア等の利用実人員の年次推移 (各年6月の1ヶ月間)



#### 精神科デイ・ケア等の利用実人員の年次推移 (各年6月の1ヶ月間) 精神科デイ・ケア 精神科デイ・ナイト・ケア 90,000 18,000 15,875 78,686 約1.5倍 約1.9倍 80,000 16,000 70,000 14,000 60,000 52,534 12,000 50,000 10,000 8,169 8,000 40,000 30,000 6,000 4,000 20,000 10,000 2,000 0 0 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H15 H16 H17 H18 H19 H21 H22 H23 精神科ショート・ケア 精神科ナイト・ケア 16,588 18,000 3,500 約1.2倍 約3.6倍 3,003 16,000 3,000 2,477 14,000 2,500 12,000 2,000 10.000 8,000 1.500 4,590 6,000 1,000 4,000 500 2,000 0 H16 H17 H18 H19 H20 H18 H19 H20 H21 H22 H23 資料:精神・障害保健課調(各年6月1か月間の数)

# 精神科デイ・ケア等の主な人員基準・診療報酬

ショート・ディ・ケア(小) ナイト・ケア ディ・ナイト・ショートケア、 ケア(小) ケア ディケア(大) ショートケア、 デイケア(大) デイ・ナイト・ デイ・ナイト・ケア ケア 准看護師 Ns PSW or 心理 OT or ОТ Ns OT Ns(経験あり) 精神科医 従事者数 2人 3人 3人 3人 4人 4人 6人 6人 利用者数 20人 30人 20人 30人 50人 70人 70人 50人 ショート デイ ショート デイ 点数 275点 590点 540点 1000点 330点 700点 1000点 330点 700点 1000点 早期加算 20点 50点 50点 50点 20点 50点 50点 20点 50点 50点

# 外来(精神科専門療法)の主な診療報酬

	初診日・精神科救急医療体制確保に協力する 精神保健指定医等が実施	700点
通院•在宅精神療法	上記以外	30分以上400点 ·特定薬剤副作用評価加算+25 点
		30分未満330点
	20歳未満、初診より1年以内に限り	200点
精神科継続外来支援•指導料	他の精神科専門療法と同一日に算定不可 精神科の担当医師が患者又はその家族に対 して、病状、服薬状況及び副作用の有無等の 確認を主に支援した場合に算定 3剤以上の抗不安薬または睡眠薬を投与した 場合は80%で算定	1日につき55点
	療養生活環境整備加算 (保健師、Ns、OT、PSWによる生活環境整備の 支援を行った場合加算)	40点
	特定薬剤副作用評価加算(月1回)	25点
通院集団精神療法	・6月に限り週2回限度 ・他の精神科専門療法と同一日に算定不可	270点
精神科作業療法	・患者1人あたり1日に月2時間 ・作業療法士1人あたり1日50人以内	220点
持続性抗精神病注射薬剤治療指導	持続性抗精神病薬注射薬剤を投与している統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を 行った場合月1回	250点
治療抵抗性統合失調症治療指導管理料		500点

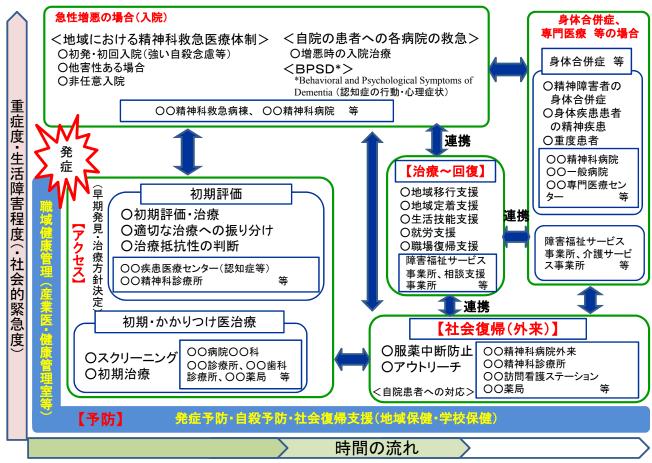
# 3. 精神障害者の居宅等における 保健医療福祉サービスについて (4)医療連携

# 精神疾患に関する医療計画 目指すべき方向

【「医療計画について」(平成24年3月30日付け医政発第0330第28号) 抜粋】

- 2 医療連携体制について
- (2)医療計画に定める以下の目的を達成するために、医療機能に着目した診療実施施設等の役割分担の明確化などを通じて、発症から診断、治療、地域生活・社会復帰までの支援体制を明示すること。
- ① **住み慣れた身近な地域で**基本的な医療支援を受けられる体制を構築すること。
- ② 精神疾患の患者像に応じた医療機関の機能分担と連携により、**適切に保健・福祉・介護・生活** 支援・就労支援等のサービスと協働しつつ、総合的に必要な医療を受けられる体制を構築すること。
- ③ 症状が多彩にもかかわらず自覚しにくい、症状が変化しやすい等のため、医療支援が届きにくいという特性を踏まえ、アクセスしやすく、必要な医療を受けられる体制を構築すること。
- ④ 手厚い人員体制や退院支援・地域連携の強化など、**必要な時に入院し、できる限り短期間で退**院できる体制を構築すること。
- ⑤ 医療機関等が**提供できる医療支援の内容や実績等についての情報を積極的に公開する**ことで、患者が医療支援を受けやすい環境を構築すること。

### 精神疾患の医療体制(イメージ)



国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 伊藤弘人部長資料 一部改変

#### かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

25年度予算案 40百万円

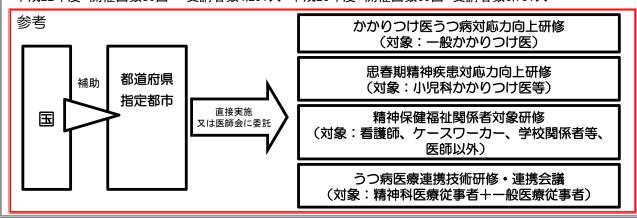
#### <概要>

各都道府県・指定都市において、最初に診療することの多い一般内科医等かかりつけ医に対して、うつ病に関する専門的な養成研修を実施し、うつ病の診断技術等の向上を図り、医療機関の連携強化によって、うつ病患者の精神科受診を促進し、多くのうつ病患者の早期発見・早期治療を行うために、また、保健師、看護師、ケースワーカー、スクールカウンセラー等、うつ病を有する者と接し、発見できる機会が多い職種の者を対象とした研修を実施し、医師以外からの発見の範囲も拡大し、早期発見・早期治療のために実施している。また、若年者の統合失調症等の精神疾患について、早期の専門的対応により、重症化を防止するために思春期精神疾患対応力向上研修を実施している。

平成25年度からは、精神科医療従事者と一般医療従事者との連携を行う場を設けるとともに、連携技術習得のための研修を実施する。

#### <全国実施状況>(※かかりつけ医対象研修)

平成20年度 開催回数106回 受講者数7,216人 平成21年度 開催回数112回 受講者数5,724人 平成22年度 開催回数80回 受講者数4,251人 平成23年度 開催回数69回 受講者数3,731人



### 精神科救急医療体制に関する検討会報告書 概要 平成23年9月30日

#### 【現状と課題】

(平成22年度は暫定値)

- ① 精神疾患患者数は、患者調査によると平成11年の約204 万人から平成20年には約323万人に増加。
- ② 精神科救急情報センターへの電話相談件数や、精神科救 急医療施設への夜間・休日の受診件数や入院件数(図1、2) は増加し、地域差が大きい。
- ③ 平成22年度、精神科救急医療圏148カ所、精神科救急医療機関1069カ所。精神保健指定医は、13,374名おり、病院の常勤医は約6300名となっている。
- ④ 身体疾患を合併する精神疾患患者は、医療機関への受け入れまでに、通常に比べ長時間を要している。
- ⑤ うつ病や認知症の増加等により、身体疾患を合併する精神疾患患者が増加傾向。

	平成17年度	平成22年度	
精神科救急医療圏 域数	145	148	1.000
精神科救急医療施 設数	1, 084	1, 069	1.00
精神科救急情報センターへの夜間・ 休日の電話相談件 数	81, 122	152, 019	
夜間・休日の受診 件数	30, 243	36, 585	
夜間・休日の入院 件数	12, 096	15, 296	
図1 精神科素	<b>対急医療施設の</b>	)利用状況	図2 精神科救急医療施設への夜間・休日の

#### 【3】評価指標の導入

受診・入院件数(平成21年度)

- ●各都道府県の精神科救急医療体制整備事業の実施状況等について、定期的に集計を行い公表
- ●三次救急の精神科救急医療機関について、治療内容や退院率等について個別医療機関ごとに相互評価できる体制の推進 (医療の質や隔離・身体拘束水準のモニタリング)
- ●精神科救急医療システムへの参画、後方支援医療機関として 救急医療機関からの依頼に適切に対応していること等につい て、精神科医療機関の質の向上につながる評価指標の開発

#### 【今後の対策】

#### 【1】 都道府県が確保すべき精神科救急医療体制

- ●都道府県は、24時間365日搬送及び受入に対応できる精神科救 急医療システムを確保
- ●都道府県は、24時間365日対応できる精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターを設置
- ●各精神科病院は、自院の患者やその関係者等からの相談等に、 夜間・休日も対応できる体制を確保(ミクロ救急体制の確保)
- ●各精神科診療所は、相談窓口や情報センター、外来対応施設等 と連携し、自院の患者に関する情報センター等からの問合せに、 夜間・休日も対応できる体制を確保
- ●精神保健指定医である診療所の医師は、都道府県等の要請に 応じて、当直体制、相談窓口、夜間・休日の外来への協力等で 精神科救急医療体制の確保に協力

#### 【2】身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制確保

- ●縦列モデル:精神症状の治療を優先すべき患者は、必要に応じ身体疾患に対応できる医療機関が診療支援しつつ、精神科医療機関が対応することを原則
- 精神科医療機関と連携医療機関間で転院基準や必要な手続き等についてあらかじめ調整する等により、連携体制を構築
- ・ また、都道府県は、精神科と身体科の両方の関係者が参加する協議会の開催等の取組(GP連携事業)等を推進
- ●並列モデル:精神科を有する救急対応可能な総合病院は、原則、精神・身体症状の両方とも中程度以上の患者等を優先して対応する役割を明確化
- ・ 精神科を有する救急対応可能な総合病院は、PSW配置の推進、精神科対応の専門チームの配置を検討
- ●都道府県は、以上の連携モデルを基本単位とし、地域性を勘案しながら、両者の併存も選択しうることにも留意しつつ、全医療圏で身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制を確保する
- ●精神科と身体科の両方の従事者の対応力向上のためのマニュア ル等の作成

### 精神科救急医療体制整備事業

【目的】 緊急な医療を必要とする精神障害者等のための 精神科救急医療体制を確保する(平成20年度~) 【実施主体】 都道府県・指定都市 【補助率】 1/2

【実施王体】 都追府県· 指定都市 【補助率】 1/2 【事業内容】

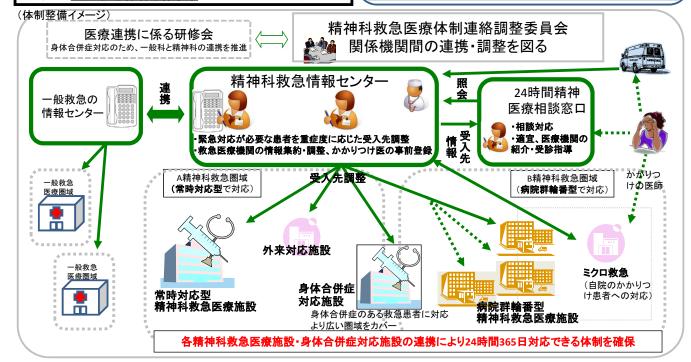
- 〇精神科救急医療体制連絡調整委員会、**医療連携研修会**等
- ○精神科救急情報センターの設置
- 〇精神科救急医療確保事業、精神·身体合併症救急医療確保 事業、**ミクロ救急体制確保事業**

都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(H24~)】

#### 第4節 精神科救急医療の確保

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は 休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障 害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制 の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供 する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。



### 精神科救急都道府県別 窓口設置状況

○:設置 △: (年度内) 設置予定 ×:未設置

	相談窓口	情報 センター		相談窓口	情報 センター		相談窓口	情報 センター		相談窓口	情報 センター
1 北海道	0	$\circ$	14 神奈川県	$\circ$	$\circ$	27 大阪府	0	$\circ$	40 福岡県	0	0
2 青森県	×	×	15 新潟県	×	×	28 兵庫県	$\circ$	$\circ$	41 佐賀県	×	×
3 岩手県	$\circ$	$\circ$	16 富山県	$\bigcirc$	$\circ$	29 奈良県	$\circ$	$\bigcirc$	42 長崎県	$\circ$	$\circ$
4 宮城県	×	$\circ$	17 石川県	$\bigcirc$	$\circ$	30 和歌山県	×	×	43 熊本県	$\circ$	$\circ$
5 秋田県	×	$\circ$	18 福井県	$\circ$	$\circ$	31 鳥取県	$\circ$	×	44 大分県	×	$\circ$
6 山形県	×	$\circ$	19 山梨県	×	$\circ$	32 島根県	0	$\circ$	45 宮崎県	×	$\circ$
7福島県	$\circ$	$\circ$	20 長野県	$\circ$	$\circ$	33 岡山県	$\circ$	$\circ$	46 鹿児島県	×	$\circ$
8 茨城県	×	$\circ$	21 岐阜県	$\circ$	$\circ$	34 広島県	$\circ$	$\circ$	47 沖縄県	$\circ$	$\circ$
9 栃木県	$\triangle$	$\circ$	22 静岡県	$\circ$	$\circ$	35 山口県	$\circ$	$\circ$			
10 群馬県	×	$\circ$	23 愛知県	$\circ$	$\circ$	36 徳島県	×	$\triangle$	4 7 都道府県		
11 埼玉県	$\circ$	$\circ$	24 三重県	$\circ$	$\circ$	37 香川県	×	$\circ$	■相談窓口設 ■情報センター設	_	/47 /47
12 千葉県	$\circ$	$\circ$	25 滋賀県	0	$\circ$	38 愛媛県	×	$\circ$	■両方設置	_	/47
13 東京都	0	0	26 京都府	0	$\circ$	39 高知県	×	×	■ "未設置	5.	/47

平成24年10月1日現在 精神・障害保健課調べ

### 精神科救急医療体制の都道府県別の状況

#### 常時対応十輪番 I5力所、 常時対応のみし力所、 輪番のみ 24カ所

都道府県	人口	2次精神科 医療療療 圏数 数		精神科救急 1圏域当た	精神科救急 医療施設数					1精神 科救 急國 域
名			り人口 (人)	合計	輪番	常時	身体	輪+身	吸ョ たり 施設 数	
北海道	5, 498, 916	21	8	687, 365	67	67	0	0	0	8
青森県	1, 395, 886	6	6	232, 648	22	22	0	0	0	4
岩手県	1, 334, 814	9	4	333, 704	14	9	4	1	0	4
宮城県	2, 318, 956	7	1	2, 318, 956	25	25	0	0	0	25
秋田県	1, 097, 588	8	5	219, 518	19	13	1	5	0	4
山形県	1, 168, 752	4	3	389, 584	7	7	0	0	0	2
福島県	2, 036, 146	7	4	509, 037	25	25	0	0	0	6
茨 城 県	2, 973, 174	9	1	2, 973, 174	28	27	1	0	0	28
栃木県	1, 995, 901	6	1	1, 995, 901	1	0	1	0	0	1
群馬県	1, 998, 558	10	1	1, 998, 558	14	13	1	0	0	14
埼玉県	7, 140, 929	10	2	3, 570, 465	40	38	2	0	0	20
千葉県	6, 161, 921	9	4	1, 540, 480	43	38	1	0	4	11
東京都	12, 662, 461	12	4	3, 165, 615	40	37	2	1	0	10
神奈川県	8, 906, 590	11	1	8, 906, 590	52	46	6	0	0	52
新潟県	2, 378, 853	7	2	1, 189, 427	26	26	0	0	0	13
富山県	1, 092, 885	4	2	546, 443	28	28	0	0	0	14
石川県	1, 160, 206	4	3	386, 735	16	16	0	0	0	5
福井県	806, 428	4	2	403, 214	10	10	0	0	0	5
山梨県	860, 559	4	1	860, 559	9	9	0	0	0	9
長野県	2, 153, 802	10	3	717, 934	17	16	1	0	0	6
岐阜県	2, 076, 675	5	2	1, 038, 338	15	15	0	0	0	8
静岡県	3, 760, 801	16	8	470, 100	10	9	0	0	1	1
愛知県	7, 249, 626	12	3	2, 416, 542	43	42	0	1	0	14
三重県	1, 844, 293	4	2	922, 147	13	13	0	0	0	7

※2次医療圏数については、平成24年4月現在。

※人口については、住民基本台帳人口(平成23年3月末現在)による。 ※精神科救急医療施設数は、平成24年10月現在のもの。

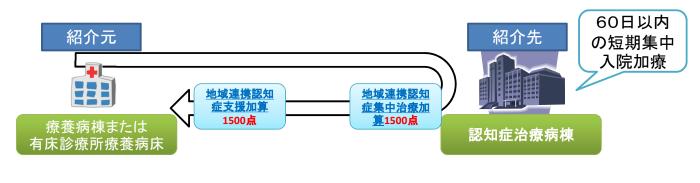
※「常時」は常時対応型、「身体」は身体合併症対応施設を指す。

都道府県	人口	2次医療	精神科 救急医	精神科救急 1圏域当た	精神科救急 医療施設数					1精神 科救 急圏 域当
名		医療 圏数	療圏域 数	り人口 (人)	合盐	輪番	常時	身体	輪+身	攻当 たり 施設 数
滋賀県	1, 390, 927	7	3	463, 642	10	10	0	0	0	3
京都府	2, 547, 225	6	2	1, 273, 613	13	11	2	0	0	7
大阪府	8, 681, 623	8	4	2, 170, 406	38	27	0	11	0	10
兵庫県	5, 580, 139	10	5	1, 116, 028	36	35	1	0	0	7
奈良県	1, 406, 701	5	1	1, 406, 701	9	8	1	0	0	9
和歌山県	1, 025, 613	8	3	341, 871	7	6	1	0	0	2
鳥取県	592, 213	3	3	197, 404	8	8	0	0	0	3
島根県	718, 218	7	7	102, 603	12	12	0	0	0	2
岡山県	1, 934, 057	5	2	967, 029	12	12	0	0	0	6
広島県	2, 852, 728	7	7	407, 533	8	6	1	1	0	1
山口県	1, 455, 401	8	3	485, 134	27	27	0	0	0	9
徳島県	791, 242	6	3	263, 747	13	12	0	1	0	4
香川県	1,009,794	1	2	504, 897	13	12	0	0	1	7
愛媛県	1, 450, 262	6	1	1, 450, 262	7	7	0	0	0	7
高知県	766, 426	4	4	191, 607	8	8	0	0	0	2
福岡県	5, 043, 494	13	4	1, 260, 874	78	78	0	0	0	20
佐賀県	855, 968	5	3	285, 323	16	16	0	0	0	5
長崎県	1, 440, 853	8	6	240, 142	35	34	1	0	0	6
熊本県	1, 828, 471	11	2	914, 236	43	43	0	0	0	22
大分県	1, 201, 901	6	1	1, 201, 901	23	22	0	1	0	23
宮崎県	1, 147, 867	7	3	382, 622	21	20	0	1	0	7
鹿児島県	1, 713, 984	9	4	428, 496	42	42	0	0	0	11
沖縄県	1, 413, 583	5	4	353, 396	20	20	0	0	0	5

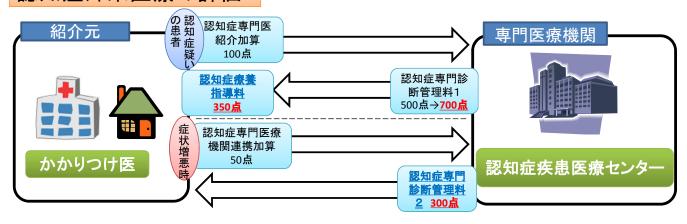
合 計 126, 923, 410 354 150 846, 156 1.083 1.027 27 23 6 9

# 認知症医療連携の評価

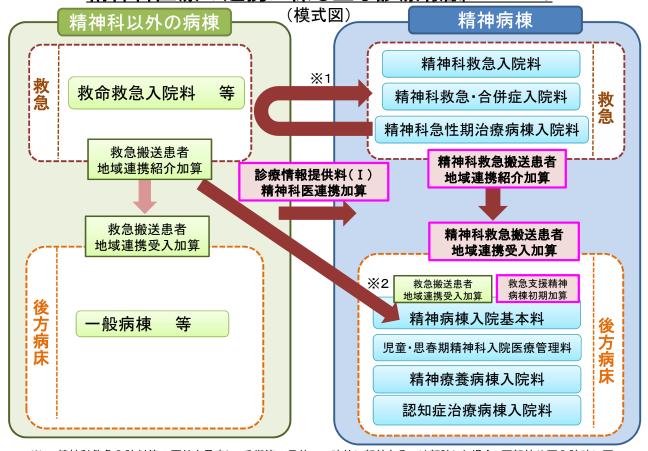
### 医療連携の評価



### 認知症外来医療の評価



## 精神科医療の連携に係る主な診療報酬について

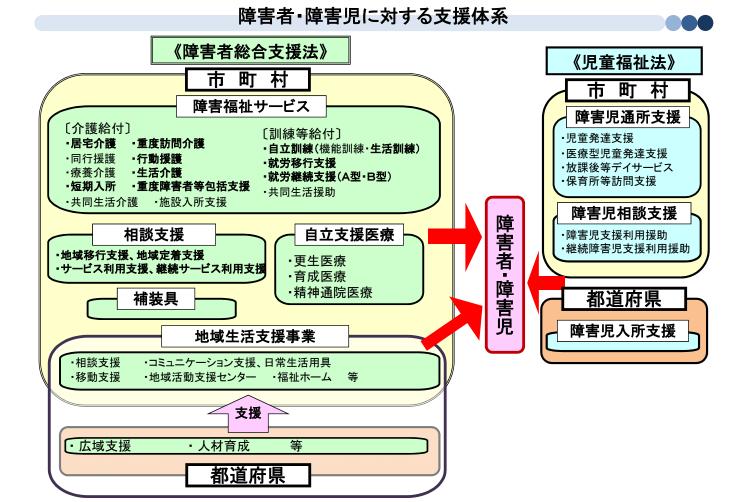


- ※1 精神科救急入院料等の要件を見直し、手術等の目的で一時的に転棟あるいは転院した場合、再転棟や再入院時に再算定できる。
- ※2 救急搬送患者地域連携受入加算の要件を見直し、精神病棟入院基本料においても算定できる。

# 地域連携に関する主な診療報酬(精神科関係)

精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、他の保険医療機関に転院させた場合	1,000点
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	他の保険医療機関において区分番号A238-6に掲げる精神科救急搬送 患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合	2,000点
診療情報提供料(I) 精神科医連携加算	精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で患者の紹介を行った場合	200点
診療情報提供料(I)認知症専門医紹介 加算	当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、患者の紹介 を行った場合	100点
診療情報提供料(I) 認知症専門医療機 関連携加算	既に認知症と診断された患者であって入院中の患者以外のものについて症状が増悪した場合に、当該患者又はその家族の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合	50点
認知症専門診断管理料1	他の保険医療機関から紹介された認知症の疑いのある患者であって、入院中の患者以外のもの又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に対して、患者又はその家族等の同意を得て、認知症の鑑別診断を行った上で療養方針を決定するとともに、認知症と診断された患者については認知症療養計画を作成し、これらを患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において療養を担う他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合	700点
認知症専門診断管理料2	地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって 認知症の症状が増悪したものに対して、患者又はその家族等の同意を得 て、診療を行った上で今後の療養計画等を患者に説明し、文書により提供 するとともに、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書 により提供した場合	300点
地域連携認知症集中治療加算	療養病床に入院中の患者が、BPSDの増悪等のため専門的な短期集中入院加療が必要となった際に、認知症治療病棟へ一時的に転院して治療を	1,500点 (退院時)
地域連携認知症支援加算	行い、状態の落ち着いた後に、紹介元の医療機関が受け入れた場合の連携について評価	1,500点 (再転院時)

3. 精神障害者の居宅等における 保健医療福祉サービスについて (5)地域連携(医療と福祉の連携等)



### 精神障害者の障害福祉サービスの利用状況

- 平成25年3月現在、障害福祉サービスを利用している精神障害者は、12.7万人(実人員)。
- ・ 障害福祉サービスの種類ごとの利用状況をみると、約2.1万人が住まいの場としてグループホーム、ケアホームを利用している。
- 日中活動の場としては、就労継続支援B型が4.9万人、就労継続支援A型が0.9万人、就労移行支援が0.9万人と就労系サービスの利用が最も多く、次いで日常生活上の訓練等を行う自立訓練(生活訓練)が0.7万人となっている。
- 平成24年4月から個別給付化された地域相談支援は、地域移行支援を442人、地域定着支援を646人が利用している。

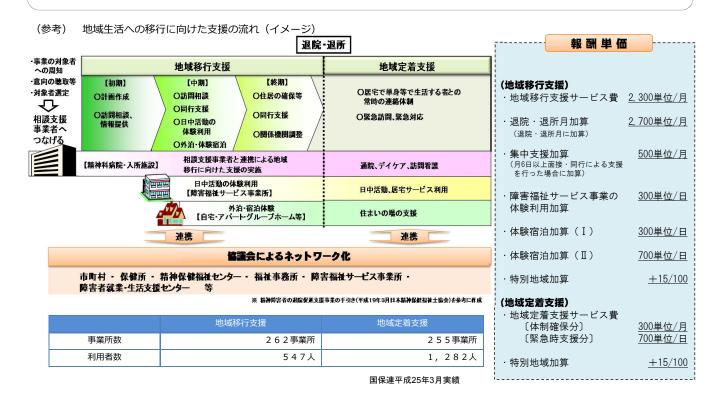
	平成25年3月									
サービス種類			利用者数(人)							
	総数	障害種別内訳								
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児					
居宅介護	138,390	64,115			9,995					
重度訪問介護	9,262	8,910	306	40	6					
行動援護	7,125	353	3,811	37	2,924					
重度障害者等包括支援	35	17	18	0	0					
同行援護	19,321	18,981	143	28	169					
療養介護	19,122	16,561	2,545	8	8					
生活介護	245,221	73,685	167,719	3,753	64					
短期入所	35,023	9,073	18,925	1,009	6,016					
共同生活介護	55,321	4,176	43,211	7,925	9					
施設入所支援	134,247	41,566	92,006	662	13					
共同生活援助	26,408	843	12,522	13,036	7					
自立訓練(機能訓練)	2,722	2,671	30	21	0					
自立訓練(生活訓練)	13,207	647	5,426	7,122	12					
宿泊型自立訓練	4,351	71	1,438	2,842	0					
就労移行支援	26,426	2,651	14,280	9,477	18					
就労移行支援(養成施設)	181	180	1	O	0					
就労継続支援A型	27,404	5,891	11,646	9,860	7					
就労継続支援B型	166,361	21,661	94,989	49,644	67					
計	930,127	272,052	492,320	146,440	19,315					
計画相談支援	26,237	7,122	10,488	8,325	302					
地域移行支援	547	27	78	442	0					
地域定着支援	1,282	189	446	646	1					
相談支援を含む計	958,193	279,390	503,332	155,853	19,618					
				//// <del>***</del>	保庫データ(3日サービス提供宝					

(出典)国保連データ(3月サービス提供実績)

### 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の概要

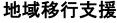
**地域移行支援・・・**障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移 行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を



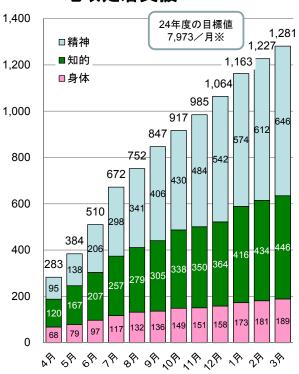
### 相談支援の利用状況(平成24年4月~)

国保連集計



#### 24年度の目標値 □精神 6.290/月※ ว16 ■知的 ■身体 467 462 <sup>468</sup> who ho ho

### 地域定着支援



※ 8月~3月分については障害児(1)を除く